# 入札説明書

【電子入札システム対象案件

/最低価格落札方式】

工事名称: 竹橋合同ビル8階サーバー室改修工事に係る 設計・施工業務

調達管理番号: 23a00406

第1 入札手続

第2 業務仕様書(案)

第3 経費に係る留意点

第4 契約書(案)

別添 様式集

2023年7月10日 独立行政法人 国際協力機構 調達·派遣業務部

# 第1 入札手続

1. 公告

公告日 2023年7月10日

調達管理番号 23a00406

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

# 3. 競争に付する事項

- (1) 工事名称: 竹橋合同ビル8階サーバー室改修工事に係る設計・施工業務
- (2) 選定方式:一般競争入札(最低価格落札方式)
- (3) 工事内容:
  - 1) 対象建物

独立行政法人国際協力機構 竹橋合同ビル

2)場所

東京都千代田区大手町 1-4-1

3) 敷地面積

5. 320. 6 m<sup>2</sup>

4)計画範囲

建築工事	8F	サーバー室(約 140 ㎡)の内装改修
電気設備工事	8F	サーバー室の照明、防災設備改修
機械設備工事	8F	サーバー室の消火設備、空調設備改修
	RF	室外機、冷媒管の撤去

- (4) 工期(予定): 2023年8月中旬から2024年1月中旬
- (5)業務履行期間(予定):2023年8月中旬から2024年2月上旬

# 4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

**〒102-8012** 

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課 【電話】080-7107-9518

上記電話番号でつながらない場合には03-5226-6609へおかけください。

【メールアドレス】e\_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica. go. jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

# (2)書類等の提出方法

1)入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法 予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受は電子入札シス テムで行います。ただし、一部書類についてはメールでの提出となります。 詳細は別紙「入札手続・締切日時一覧表」をご覧ください。

2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

# 3)書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

#### 5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 1 5 年細則 (調) 第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従 事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が 発効していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指 します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けてい る者。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 競争参加資格確認申請書、下見積書は認証済の IC カードより電子入札システムを介して提出されるため、押印を省略する旨のご連絡は不要です。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
- b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c)資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

#### (2) 積極的資格制限

- 1) 当機構の契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。
- 2) 国土交通省関東地方整備局における令和 5・6 年度「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- 3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。若しくは、一級建築士事務所の登録を行っている本社又は 支店を「関東地方」に有すること。
- 4) 管理技術者は一級建築士であり、競争参加資格確認申請書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)
- 5) 管理技術者、主任技術者及び担当技術者(総合(建築)) は、競争参加資格確認申請書の提出社の組織に所属していること。

※電気分野、機械分野の担当技術者は再委託を認める。

- 6) 管理技術者及び主任技術者は、それぞれ1名であること。
- 7) 管理技術者は、主任技術者を兼任していないこと。
- 8) 国土交通省関東地方整備局の工種区分(等級)「建築工事」の「A」、「B」、「C」 又は「D」の一般競争(指名競争)参加資格を得ていること。
- 9) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に基づく建設工事業の許可(一般 建設業又は特定建設業)を受けている者であること。
- 10)建設業法第26条に規定する技術者を配置することができること。又、競争参加資格確認申請書提出日時点で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 11)現場代理人1名を配置することができること。現場代理人は管理技術者もしくは主任技術者どちらかを兼務することができる。
- 12) 共同企業体による競争参加を認めません。
- 13)過去10年以内に、元請けとして、建築基準法(昭和25年法律第201号)において中央監視室の設置が求められる建築物において建設業法に規定する建設工事の種類「建築一式工事」を請け負った実績を1件以上有すること(新築・改修いずれも可とする)。契約書(写)や、対象工事が本工事と同規模であることがわかる図面等の工事受注実績を確認できる文書を提出するこ

ہ طے

14)業務説明会に出席していること。

#### (3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体 共同企業体の結成は認めません。

#### 2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補 助的な業務に限り再委託は可能です。再委託する場合には、再委託先の社名、 再委託する業務の内容につき、事前に書面にて発注者に申請願います。

#### (4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

#### (5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、電子入札システムより以下の1)を提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

#### 1)提出書類:

- a ) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b ) 国土交通省関東地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査に係る認 定通知書(写)
- c) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に基づき一級建築士事務所 の登録を称する書類(写)
- d)上記5.(2)4)、5)、9)に記載されていることが確認できる書類(証明書(写)等)及び5.(2)13)に求める同種工事の実績(契約書(写)等)
- e)配置予定の 管理技術者、主任技術者及び担当技術者の資格・経歴(含む、 検定合格証(写)様式任意)

## 2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は電子入札システムで確認することができます。 期日までに結果が通知されない場合は、上記「4.担当部署等(1)書類等 の提出先」にお問い合わせください。

#### 6. その他関連情報

- (1). 資料(業務仕様書(案)、工事概略図、概略工程表、工事数量表)の配布期間および配布方法
  - 1) 期間 : 2023年7月10日(月) から2023年7月31日(月) 正午まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで (午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分の間を除く)の期間

2) 方法:資料交付依頼についてメールにてご依頼ください。

連絡先:調達·派遣業務部契約第3課(電話 03-5226-6609)

宛先電子メールアドレス: e\_sanka@jica.go.jp

メールタイトル:【資料交付希望(社名●●)】調達管理番号 23a00406: 竹橋合同ビル8階サーバー室改修工事に係る設計・施工業務 添付ファイル:「機密保持誓約書」

※機密保誓約書の様式は発注者の以下のウェブサイトからダウンロードして 入手してください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_price.html

#### (2)業務説明会の開催

(1) 日時:別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

(2)場所:独立行政法人国際協力機構 竹橋合同ビル8階 ※当日の集合場所は竹橋合同ビル1階受付付近

## (3) その他:

a)参加希望者は(1)の説明会開催の1営業日前の正午までに電子メールに て、社名、参加希望者の氏名を連絡願います。

宛先電子メールアドレス:<u>e\_sanka@jica.go.jp</u>

メールタイトル:【参加依頼】(調達管理番号)\_(法人名)\_業務説明会

b) 一社あたりの参加人数の上限は設定しておりません。催場所のスペースに 限りがありますので、事前に参加希望者をご連絡ください。 なお、当日説明会場では入札説明書の交付はいたしませんので、必ず事前

に入手の上持参願います。

c) <u>業務説明会への出席は本件の競争参加資格要件とします。業務説明会に出</u> 席していない者(社)の競争への参加は不可です。

#### 7. 下見積書

該当なし。

#### 8. 入札説明書に対する質問

- (1)業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、**電話等口頭でのご質問は原則としてお断り**していますのでご了承ください。
- (3)上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、機密保持誓約書を提出し、資料を受領した全ての者に対して、機構よりメールにて送付します。。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

#### 9. 辞退届の提出

- (1)競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、入札書受付締切予定 日時までに、電子入札システムの「辞退届」提出ボタンから辞退届を提出してくだ さい。
- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

## 10. 入札執行(入札会)の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」を適用し、電子入札システムで入札を実施します。 入札書と設計業務・監理業務および工事それぞれの入札金額内訳書を電子入札システムにて提出します。

なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間まで に再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1)入札開始日時:2023年8月8日(火)15時00分
- (2) 再入札の実施

再入札の場合は、電子入札システムにより再入札の指示をしますので、「12. 入札方法等」をご覧ください。

#### 11. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに第1回目の入札書および入札金額内訳書を提出しなかった場合(ただし、再入札時の場合は入札書のみで入札金額内訳書は含まない)には入札者を失格とします(入札者側のPCのトラブルによる場合も含む)。

#### 12. 入札方法等

- (1) 電子入札システムで入札を行います。
- (2)入札会の手順
  - 1) 開札.

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同シス テム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行しま す。

- 2) 再入札及び不落随意契約交渉
  - a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札 通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されてい る入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。
  - b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2 回目の再入札を行います。
  - c) 2回まで行っても落札者がないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交

渉に応じて頂く場合があります。

(3)入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要 事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

- (4)落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。
- (5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

#### 13.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 14. 落札者の決定方法

- (1)発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。 落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)をメールで提出ください。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。
- (3) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、 入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格と し、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 2)入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合

# (4) 低入札価格調査の実施

- 1) 契約細則第 17 条第 1 項ただし書に基づき、機構が別途定める「低入札価格調査基準」を下回った入札金額が提示された場合、適正な業務の実施が可能について疑義が生じるため、低入札価格調査を実施することとし、落札者の宣言は行いません。低入札価格調査の対象となった応札者は、機構の調査に協力するものとし、機構が求める資料等を提出するものとします。調査の結果、適正な工事の施工が可能だと判断された場合、当該応札者を落札者とします。
- 2) 低入札価格調査を経て契約する場合
- ア) 契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。
- イ)前金払の額は、各会計年度のそれぞれ出来高部分予定額の2割以内の額 とする。

#### 15.契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第4 契約書(案)」に 基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名より締結します。なお、書面による契 約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2)契約条件、条文については、「第4 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8.入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3)契約保証金は請負代金額の10分1以上。なお、低入札価格調査を経へ契約を行う場合は、契約保証金は請負代金額の10分3以上。ただし公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約書証券の提出がある場合は、免除します。
- (4)「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・ 確認して設定します。

## 16. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a)当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職している
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - d ) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法 人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財 務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

# 17. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務 の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転 用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7 営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.手続全般に かかる事項(1)書類等の提出先」までご連絡ください。

# 第2 業務仕様書(案)

入札説明書の一部資料(業務仕様書(案)、工事概略図、概略工程表、工事数量表)に関しては GIGAPOD もしくは メールを通じて配布しますので、別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。 なお、資料交付の際に「機密保持誓約書」(様式集参照)を PDFでメールで 提出していただきます。

# 第3 経費に係る留意点(案)

## 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書案に記載されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

# (1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。「設計業務、監理業務、工事」毎に 内訳積算し、合計計算するようにしてください。

「設計業務、監理業務」については経費積算様式(別紙)を用いて積算してください。「工事」については、工事数量表を参考にしつつ、積算様式については、任意とします。なお、工事については、合計のみ経費積算様式(別紙)へ記載してください。

#### 1) 設計業務・監理業務

# ① 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に 関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1 時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

#### ② 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。直接経費は、印刷製本費、複写費、 交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用(特別経費を除く。)の合計額 とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用(直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。)のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

#### ③ 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

# 4 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該 検査に係る費用の合計とする。

#### 2) 工事

- ① 直接工事費 工事区分 費目 各種工種 種別 細別(工事内訳書に記載する種目、科目、中科目) 単位 数量 単価及び金額
- ② 共通仮設費

- ③ 現場管理費
- ④ 一般管理費
  - ※出精値引き等の記載は行わず、値引きする場合でも一般管理費の中に吸収して計算すること。
  - ※工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険 及び 雇用保険をいう。)の事業主負担額(以下「法定福利費」という。)を算出でき る場合は、工事価格の内数として記載できるものとします。
- (2) 消費税課税 「第1 入札手続」の10. のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書は消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

#### 2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

- ・「設計業務」に係る経費については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。受注者は設計業務の業務完了にあたって、業務完了報告書を提出し、 発注者は同業務の完了検査結果を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書 を発行する。
- ・「工事・監理業務」に係る経費については、工事完了届に基づき発注者による完成検査後及び成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

# 3. その他留意事項

(1) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きることが想定された時点で速やかに担当部署と相談して下さい。

以上

別紙 経費積算様式

# 第4 契約書(案)

#### ※契約書の電子署名を行う場合

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

## ※電子契約でない場合

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

# 工事(設計・施工一括)請負契約書(案)

- 1 工事名 竹橋合同ビル8階サーバー室改修工事に係る設計・施工業務
- 2 エ 事 場 所 東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル 8 階
- 3 履行期間 2023年8月中旬から2024年2月上旬

設計業務期間: 2023 年 8 月中旬から 2023 年 10 月上旬 監理業務期間: 2023 年 10 月上旬から 2024 年 1 月中旬 工 事 期 間: 2023 年 10 月上旬から 2024 年 1 月中旬

4 請負代金額 〇〇〇, 〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇〇 円 )

契約金額の内訳: 設計業務費 〇〇〇、〇〇〇円(消費税込み)

監理業務費 〇〇〇、〇〇〇円(消費税込み)

施工費〇〇〇、〇〇〇円(消費税込み)

5 契約保証金

000.000円

- 6 資材の再資源化等に関する事項
  - (1) 分別解体等の方法
  - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
  - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
  - (注) この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) 第9条第1項に規定する 対象建設工事の場合は、それ ぞれの項目について記入する。

この契約成立の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2023年8月 日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 井倉 義伸

印

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

#### (総則)

L1°

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、 入札公告及び設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(この約款及び設計図 書を内容とする設計及び施工の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならな
- 2 この約款における用語の定義は、この約款に特別の定めがある場合を除き、次の各 号のとおりとする。
  - (1)「設計図書」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問 回答書及び設計成果物をいう。
  - (2)「設計図書(設計成果物を除く。)」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
  - (3)「設計」とは、工事目的物の設計、仮設の設計及び設計に必要な調査又はそれ らの一部をいう。
  - (4)「施工」とは、工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
  - (5)「工事」とは、設計及び施工をいう。
  - (6)「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
  - (7)「設計成果物」とは、受注者が設計した工事目的物の施工及び仮設の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
  - (8)「工期」とは、契約書に明示した設計及び施工に要する始期日から終期日までの期間をいう。
- 3 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、設計成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 4 設計方法、仮設、施工方法、その他設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「設計・施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 受注者は、本契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合は、発注者の指示に 従い、適切な管理を行うものとする。
- 7 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書(設計成果物を除く。)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 11 この約款及び設計図書(設計成果物を除く。)における期間の定めについては、民法 (明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定める ところに よるものとする。
- 12 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 13 本契約に係る訴訟については、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### (関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の実施する工事及び発注者の発注に係る第三者の実施 する他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施に つき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、 当該第三者の行う工事の円滑な実施に協力しなければならない。

# (工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 受注者は、本契約締結後14日以内に設計図書(設計成果物を除く。) に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 受注者は、第13条の2第2項に規定する設計成果物の承諾を得たときは、設計成果物等に基づいた内訳書及び施工の工程表を作成し設計成果物に係る発注者の承諾後14日以内に発注者に提出しなければならない。
- 4 第1項の全体工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

- 第4条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、 発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業 に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社 をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険 契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、 当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は 第5号に掲げる保証を 付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に 達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額 の減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計成果物(未完成の設計成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 13 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 37 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (著作権の譲渡等)

- 第5条の2 受注者は、設計成果物(第38条第1項の規定により読み替えて準用される 第31条に規定する指定部分に係る設計成果物及び第38条第2項の規定により読み替 えて準用される第31条に規定する引き渡し部分に係る設計成果物を含む。以下この条 において同じ。)が著作権法(昭和45年 法律第48号)第2条第1項第1号に規定す る著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物 に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条まで規定する権利をいう。)を当 該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用 目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者 は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承 諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、設計成果物(設計を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計成果物を使用又は

複製し、また、第 1 条第 5 項の規定にかかわらず当該設計成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

## (施工の一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、施工の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその 機能を発揮する工作物の施工を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならな い。

#### (設計の一括再委託等の禁止)

- 第6条の2 受注者は、設計の全部を一括して、又は発注者が設計図書(設計成果物を除く。)において指定した設計の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の設計の主たる部分のほか、発注者が設計図書(設計成果物を除く。) において指定した設計の部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらか じめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書(設計成果物 を除く。)において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、 この限りでない。

# (施工の下請負人の通知等)

第7条 受注者は、施工の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定 したときは、直ちに、発注者に対して当該施工の下請負人の商号又は名称その他必要 な事項を通知しなければならない。

#### (設計の再委託又は下請負人の通知)

第7条の2 発注者は、受注者に対して、設計の一部を委任し、又は請け負わせた者の商 号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (施工の下請負人の社会保険等加入義務等)

- 第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。
  - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - (2)厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ施工 の実施が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険 等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注 者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げ る届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならな い。

#### (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、 設計・施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければな らない。ただし、発注者がその工事材料、設計・施工方法等を指定した場合において、 設計図書(設計成果物を除く。)に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受 注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した 費用を負担しなければならない。

# (監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書(設計成果物を除く。)に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 (1)本契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、

#### 承諾又は協議

- (2) この約款及び設計図書(設計成果物を除く。)の記載内容に関する受注者の確認の申出、質問に対する承諾又は回答
- (3) 設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した 詳細図等の承諾
- (4)設計の進捗の確認、設計図書(設計成果物を除く。)の記載内容と履行内容と の照合その他この契約の履行状況の監督
- (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若 しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、

承諾及び解 除については、設計図書(設計成果物を除く。)に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって 発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属 する。

#### (現場代理人及び主任技術者等)

- 第 10 条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書(設計成果物を除く。)に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
  - (1) 現場代理人
  - (2) 専任の主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)
  - (3) 又は専任の監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。 以下同じ。)
  - (4) 又は監理技術者補佐(同条第3項ただし書に規定するものをいう。以下同じ。)
  - (5) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に 通知しなければならない。

#### (管理技術者)

第 10 条の 2 受注者は、設計の進捗の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

#### (履行報告)

第 11 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に 報告しなければならない。

#### (工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認めら

れるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者は、管理技術者(この者と現場代理人を兼任する者を除く。)、受注者の使用人、 第6条の2第3項の規定により受注者から設計を委任され、若しくは請け負った者が 設計又は設計の管理につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その 理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。) その他受注者が施工するために使用している下請負人、労働者等で施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者 に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するこ とができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

#### (工事材料の品質及び検査等)

- 第 13 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその 品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したもの を使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注 者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に 搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### (設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾)

- 第 13 条の 2 受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した先行して施工する部分の 設計が完了したときは、その設計成果物を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。
- 4 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事について何ら責任を負担する

ものではなく、また受注者は何らの責任を減じられず、かつ免ぜられているものでは ない。

# (監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について 見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、 又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

# (支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する設計に必要な物品等及び工事材料(以下「支給材料」という。)並びに貸与する設計に必要な物品等及び建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、 品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見するこ とが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨

を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料 若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規 格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した上で、当該支給材料若しくは貸与品の 使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の 品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができ る。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負 代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又は その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは 原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

- 第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書(設計成果物を除く。)において定められた 施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が施工上必要とする日(設 計図書(設計成果物除く。)に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確 保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者 の意見を聴いて定める。

#### (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、設計成果物の内容が、設計図書(設計成果物を除く。)の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。また、当該不適合が施工済みの部分に影響している場合には、その施工部分に関する必要な改造を行わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 受注者は、施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求 したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監 督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害 を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定する場合のほか、監督員は、施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

- 第 18 条 受注者は、工事の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - (2) 設計図書(設計成果物を除く。)に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書(設計成果物を除く。)の表示が明確でないこと。
  - (4) 設計上の制約等設計図書(設計成果物を除く。)に示された自然的又は人為的な 設計条件が実際と相違すること。
  - (5) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書(設計成果物を除く。)に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (6) 設計図書(設計成果物を除く。)で明示されていない設計条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実 を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただ

- し、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いなしに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 設計図書(設計成果物を除く。)の訂正は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 第1項第4号から第6号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更 を伴うもの 設計図書(設計成果物を除く。)の変更は発注者が行い、設計成果物 の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者 の承諾を得るものとする。
- (3) 第1項第4号から第6号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して設計図書(設計成果物を除く。)の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。ただし、設計図書(設計成果物を除く。)の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については発注者の承諾を得るものとする。

#### (工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地 すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」 という。)であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損 害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が施工できないと認められ るときは、発注者は、施工の中止内容を直ちに受注者に通知して、施工の全部又は一 部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が施工の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、設計の続行に備え設計の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができな いときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求すること ができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると きは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに 帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行 い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (著しく短い工期の禁止)

第 23 条の 2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知 するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始 の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知すること ができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に 発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

# (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本 国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認め たときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によ るほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、 発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第27条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

# (第三者に及ぼした損害)

- 第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償 しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等 によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰 すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がそ の損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち受注者が善良な管理者の 注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

第29条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書(設計成果物を除く。)で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担 を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械 器具、工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しく は第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記 録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに 要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額 の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより算定する。
- (1) 設計成果物又は工事目的物に関する損害損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可 抗力による 損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損 害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片 付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは 「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同 項を適用する。

### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により費用を負担すべき場合又は請負代金額を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、負担額又は請負代金額の増額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知

しなければならない。ただし、発注者が同項の費用を負担すべき事由又は請負代金額 を増額すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受 注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に 受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための 検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合におい て、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的 物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が設計成果物及び工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物及び工事目的物の 引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合 において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を 受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前 各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払)

- 第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。 第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することがで きる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に 請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受

注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## (前金払及び中間前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4(設計に係る前払金は10分の3)以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に 前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち設計に係る部分を除いた10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間 前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の 請求があった場合は、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通 知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6、設計に係る部分は10分の3)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額 後の請負代 金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けていると きは、10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日 以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。)で計算した額の遅延利息の支払を請求

することができる。

## (保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発 注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、外注費(設計に係る部分に限る。)、機械器具の賃借料(施工に係る部分に限る。)、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費(施工に係る部分に限る。)、仮設費(施工に係る部分に限る。)、労働者災害補償保険料(施工に係る部分に限る。)及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### (部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、設計を完了した部分又は施工の出来形部分並びに 工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定 により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査 を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限 る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項まで に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1回(中間前払金を請求する場合にあっては、1回)超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る設計を完了した部分、施工の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。 この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わ なければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当

額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×{9/10-(前払金額+中間前払金額)/請負代金額}

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第38条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に 先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある 場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」と あるのは「指定部分に係る工事」と、「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「指定 部分に係る設計成果物及び工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」と あるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、設計成果物及び工事目的物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「工事」とあるのは「引渡部分に係る工事」と「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「引渡に係る設計成果物及び工事目的物」と同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額× {1-(前 払金額+中間前払金額)/請負代金額}

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条

<削除>

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 40 条

<削除>

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 41 条

<削除>

## (第三者による代理受領)

- 第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者 を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の 提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされていると きは、当該第三者に対して第 32 条 (第 38 条において準用する場合を含む。) 又は第 37 条の規定に基づく支払をしなければならない。

#### (前払金等の不払に対する工事中止)

- 第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条 の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわら ず支払をしないときは、工事の全部又は一部の実施を一時中止することができる。こ の場合において、受注者は、その理由を明示した上で、直ちにその旨を発注者に通知 しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

# (契約不適合責任)

- 第44条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、 発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 設計成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履 行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## (発注者の任意解除権)

- 第 45 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 47 条の規定によるほか、 必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼ したときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

- 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて その履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができ る。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社 会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
  - (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

## (発注者の催告によらない解除権)

- 第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。
  - (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
  - (2) この契約の設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物 を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないもの であるとき。
  - (4) 受注者がこの契約の設計成果物又は目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思 を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を した目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の設計成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時 又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場 合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7)前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標

ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところによるものとし、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- (9) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
  - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表 者をいう。以下この号において同じ。)が反社会的勢力であると認められるとき。
  - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる とき。
  - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 二 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき。
  - ホ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - へ 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ト 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料 の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと き。
  - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体 の条例に定める禁止行為を行ったとき。

# (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由による ものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

# (公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第50条 第4条第1項の規定により本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保 証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号の いずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、 保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができ る。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下 この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、本契約に基づく次の 各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履 行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
  - (1)請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
  - (2) 工事完成債務
  - (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。
  - (4) 解除権
  - (5) その他本契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各 号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

## (受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。た だし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念 に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (受注者の催告によらない解除権)

- 第 52 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
  - (1) 第 19 条の規定により設計図書(設計成果物を除く。)を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第20条の規定による工事の中止期間が工期の10分の3(工期の10分の 3が4月を超えるときは、4月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部の みの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後2月を経過しても、

なおその中止が解除されないとき。

#### (解除の効果)

- 第52条の2 この契約が設計の完了前に解除された場合には、第1条第3項に規定する 発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る 部分については、この限りではない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が設計の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第 38 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費(以下「既履行部分設計費」という。)を受注者に支払わなければならない。
  - 3 前項に規定する既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通 知する。

# (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は第52条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は同条の規定による契約の解除をすることができない。

## (解除に伴う措置)

- 第54条 発注者は、この契約が施工の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の 規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定によ る部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受 領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除 が第46条若しくは第47 条の規定によるとき又は解除が次条第3項に該当するときにあってはその余剰額に 前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣決定割合で計算した額の 利息を付した額を、解除が第45条、第51条又は第52条の規定によるときにあって はその余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるとき は、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者

に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しく は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかっ た部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、 当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受 注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状 に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する設計の出来形部分(第 38 条第1項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条若しくは第47条の規定によるとき又は解除が次条第3項に該当するときは発注者が定め、第45条、第51条又は第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理について は発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

## (発注者の損害賠償請求等)

- 第 55 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
  - (2)この設計成果物及び工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第46条又は第47条の規定により設計成果物の引き渡し後及び工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなけ

ればならない。

- (1) 第46条又は第47条の規定により設計成果物の引き渡し及び工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 設計成果物の引き渡し及び工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を 拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行 不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除 した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法 (平成 16 年法律第75号) 第74条第1項の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法(平成 14 年法 律第 154 号) 第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法(平成 11 年法 律第 225 号) 第 2 条第 2 号に規定する再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第47条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### (重大な不正行為に係る違約金)

- 第55条の2 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は、請負代金額の10分の2に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。
  - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治 40年法律第45号)第198条(贈賄)に違反する行為を行い刑が確定したとき。 イ 本契約の履行にかかる便宜を得る目的
    - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の 受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に 違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原 資として違反行為が行われた場合に限る。)
  - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の履行に関し、私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)(以下「独 占禁止法」という。)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引

委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

- (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の履行に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約の履行に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の 規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額 は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、 発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるもの とする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第55条に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の 各号のいずれかに該当するときは、第1条第12項の規定にかかわらず、発注者は、当 該構成員に対して本条第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求せず、 又は当該債務の一部を免除することができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該 違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違 反行為への関与が認められない者
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該共同 企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義 務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の履行が完了した後も引き続き効力を有する。

# (調査·措置)

- 第55条の3 受注者が、第48条第1項各号又は第55条の2第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が調査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができる。 受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 3 発注者は、必要があると認められるときは、本契約の履行に要した経費の支出状況等について、本契約期間中の検査を行うことができる。
- 4 発注者は、第48条第1項各号又は第55条の2第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができる。
- 5 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができる。

#### (受注者の損害賠償請求等)

- 第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた 損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び 取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるもので あるときは、この限りでない。
  - (1) 第51条又は第52条の規定により契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行 が不能であるとき。
- 2 第 32 条第 2 項 (第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (契約不適合責任期間等)

- 第57条 発注者は、引き渡された設計成果物及び工事目的物に関し、第31条第4項又は 第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し (以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、 契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は 契約の解除(以下この条において「請求等」という。) をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び 第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、 その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約 不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等 をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計成果物及び工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された設計成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者若しくは監督員 の指図又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適 合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指 示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この 限りでない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員 の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請 求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であること を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

- 第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書(設計成果物を除く。)に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付した ときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (秘密の保持)

第58条の2受注者(下請負人を含む。以下本条において同じ。)は、本契約を履行する上で、発注者その他本契約の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報(以

下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられた もの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について 事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、本契約の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は 複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約に従事する者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持 することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な 措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所 等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場 合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の履行が完了した後も引き続き効力を有する。

## (個人情報保護)

- 第 58 条の 3 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 第 60 条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。) を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
  - (1) 本契約に従事する者に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、あらか じめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
    - イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の履行に必要な範囲を超えて利用、 提供、複製してはならない。
    - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
  - (2)本契約に従事する者が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護

法が定める罰則が適用され得ることを、本契約に従事する者に周知すること。

- (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講ずるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生した ときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、 速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本契約の履行の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報 が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示す ることができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の履行が完了した後も引き続き効力を有する。

# (中立性、公正性の保持等)

- 第58条の4 受託者は、本契約が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。
- 2 受託者は、本契約に基づき委託者から支払を受ける場合を除きいかなる者からも本 契約の履行に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。
- 3 受託者は、前各項に規定するもののほか、委託者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」及び「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」を踏ま えて行動しなければならない。

#### (契約の公表)

- 第 58 条の 5 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める 情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
- (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者に

おいて課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職している こと

- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における 最終職名)
- (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

#### (あっせん又は調停)

- 第 59 条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、 専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の 工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、 第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により 発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若 しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん 又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

## (情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (補則)

第62条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議 して定める。

# 様式集

## <参考様式>

- ■入札手続に関する様式
  - 1. 競争参加資格確認申請書
  - 2. 委任状
  - 3. 質問書
  - 4. 機密保持誓約書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。 (https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_price.html)

# 別紙

# 手続·締切日時一覧 (23a00406)

# 公告日 2023/07/10

メール送付先	e_sanka@jica.go.jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	資料交付の申請(業務仕様書(案)、エ 事概略図、概略工程表、工事数量表)	メール	公告開始日から2023/07/31 (月) の正午まで	【資料交付希望(社名●●)】(調達管理番号)_(案件名)	資料の交付は、GIGAPOD経由。 機密保持誓約書の提出を含みます。
2	業務内容説明会の参加申請	メール	2023/07/13 (木) 10:30から竹橋合同ビルで開催 します。なお、前営業日正午までの参加申請とな ります。	【参加依賴】(調達管理番号)_(法人名) _業務説明会	-
3	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2023/07/19(水)正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	-
4	質問に対する機構からの回答送付	メール	2023/07/26(水)16時以降		機密保持誓約書を提出し、資料を受領した全ての 者に対して、機構よりメールにて送付します。
5	競争参加資格申請書の提出	電子入札システム	2023/07/31 (月) 正午まで	-	受領確認を電子入札システムより通知します。
6	競争参加資格確認結果の通知	電子入札システム	2023/08/02(水)まで	_	確認結果を電子入札システムより通知します。
7	入札書および入札内訳書の提出	電子入札システム	2023/08/07(月)正午まで	_	人札書については、電子人札システムの所定の項目を入力ください。設計業務・監理業務および工事それぞれの入札金額内訳書の提出をお願いします。
8	入札執行(入札会)の日時	電子入札システム	2023/08/08(火) 15:00		入札結果については電子入札システムより通知し ます。